

山口県報

平成28年
6月14日
(火曜日)

目次

- 公告
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(二件)(商政課)……………一
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………三



(二四六) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年六月十四日から同年十月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年六月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス長府店
所在地 下関市長府才川一丁目六三三の四

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年一月二十五日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、三六二平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

四五台

(二) 駐車場の収容台数

一五台

(三) 荷さばき施設の面積

五〇平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

一四立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻
株式会社コスモス薬品 午前一〇時 午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成二十八年五月二十四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 クスリ岩崎チエーン下関菊川店
所在地 下関市菊川町大字上岡枝七六一の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

- 名 称 住 所 代表者の氏名
- 有限会社メイプル 下関市菊川町大字吉賀六五三 田中 和顯
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
- 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
- 株式会社岩崎宏健堂 周南市下一の井手五六三六の五 富永 幸朗
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
- 平成二十九年一月二十七日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 一、四〇五平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (一) 駐車場の収容台数
- 五〇台
- (二) 駐輪場の収容台数
- 二二台
- (三) 荷さばき施設の面積
- 四八平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の容量
- 一三立方メートル
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- 氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻
- 株式会社岩崎宏健堂 午前九時三〇分 午後九時
- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 午前九時から午後九時三十分まで
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数
- 一箇所
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- 午前八時から午後九時まで
- 八 届出年月日
- 平成二十八年五月二十六日

- (二四七) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出
- 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
- 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年六月十四日から同年十月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
- 平成二十八年六月十四日
- 山口県知事 村岡 嗣政
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 ドラッグストアモリ防府国衙店
- 所在地 防府市国衙四丁目二二五八の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 名称 称 住 所 代表者の氏名
- 株式会社ドラッグストア 福岡県朝倉市一ツ木二一四八の一 森 信
- モリ
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
- 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
- 株式会社ドラッグストア 福岡県朝倉市一ツ木二一四八の一 森 信
- モリ
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
- 平成二十九年一月二十五日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 一、四五一平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (一) 駐車場の収容台数
- 七二台
- (二) 駐輪場の収容台数
- 二〇台
- (三) 荷さばき施設の面積
- 五〇平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の容量
- 七立方メートル
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏 名 又 は 名 称 開店時刻 閉店時刻
株式会社ドラッグストアモリ 午前零時 午後十二時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十八年五月二十四日

(二四八) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年六月十四日から同年十月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年六月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ホームプラザナフコ小野田店新館

所在地 山陽小野田市日の出二丁目一〇番一〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所

サンデン交通株式会社 下関市羽山町三番二号 代表者の氏名 河内 秀夫

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
駐車場の収容台数	一〇〇台	八三台

四 届出年月日

平成二十八年五月二十六日
五 変更年月日
平成二十九年二月二十日

平成二十九年二月二十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ホームプラザナフコ小野田店新館

所在地 山陽小野田市日の出二丁目一〇番一〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所

サンデン交通株式会社 下関市羽山町三番二号

三 変更に係る事項

駐車場の自動車の出入口の位置

四 届出年月日

平成二十八年五月二十六日

五 変更年月日

平成二十九年二月二十日

代表者の氏名 河内 秀夫

平成二十八年六月十四日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁